

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年7月18日(2013.7.18)

【公表番号】特表2012-527970(P2012-527970A)

【公表日】平成24年11月12日(2012.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-047

【出願番号】特願2012-513205(P2012-513205)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/064 (2006.01)

A 6 1 B 17/08 (2006.01)

A 6 1 B 17/11 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/08

A 6 1 B 17/11

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月27日(2013.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1端と第2端とを有し、更に送達状態と配備状態とを有するワイヤを備えている鉢留め装置において、

前記送達状態では、前記ワイヤは、直線的な細長い形態を備え、

前記配備状態では、前記ワイヤは、頭領域と、胴領域と、前記頭領域と前記胴領域の間の連接部を備え、前記頭領域は第1直径を有する少なくとも1つの完周巻き部を備え、前記胴領域は第2直径を有する少なくとも2つの完周巻き部を備えており、前記第1直径は前記第2直径より大きく、前記連接部は、前記ワイヤの湾曲の方向を反時計回りの方向から時計回りの方向へ変化させている鉢留め装置。

【請求項2】

前記配備状態では、前記胴領域は、円筒形の形状を画定している、請求項1に記載の鉢留め装置。

【請求項3】

前記第1直径は、前記第2直径より約2倍大きい、請求項1に記載の鉢留め装置。

【請求項4】

前記配備状態では、前記胴領域の長手方向距離は、前記頭領域の長手方向距離より少なくとも3倍大きい、請求項1に記載の鉢留め装置。

【請求項5】

前記頭領域の前記少なくとも1つの完周巻き部と前記胴領域の前記少なくとも2つの完周巻き部は、長手方向中心軸の周りを周方向に伸びてあり、前記連接部は、前記長手方向中心軸に大凡一致している、請求項1に記載の鉢留め装置。

【請求項6】

前記頭領域は、前記第1端に隣接する実質的直線区間を更に備えており、前記実質的直線区間は、前記長手方向中心軸に大凡一致している、請求項5に記載の鉢留め装置。

【請求項7】

前記頭領域は、前記第1端と前記胴領域との連接部の間が、合計で約400度から約5

00度の間で湾曲している、請求項1に記載の鉢留め装置。

【請求項8】

前記ワイヤが前記配備状態にあるとき、前記ワイヤの前記第1端は前記第2端に向かう方向に曲がっている、請求項1に記載の鉢留め装置。

【請求項9】

第1端と第2端とを有し、更に送達状態と配備状態とを有するワイヤを備えている鉢留め装置において、

前記送達状態では、前記ワイヤは直線的な細長い形態を備え、

前記配備状態では、前記ワイヤは、頭領域と胴領域とそれらの間に配置されている連接部とを備え、前記頭領域は少なくとも1つの完周巻き部を備え、前記胴領域は少なくとも2つの完周巻き部を備え、

前記連接部は、前記ワイヤの湾曲の方向を時計回りの方向から反時計回りの方向へ変化させている、鉢留め装置。

【請求項10】

前記配備状態では、前記胴領域の長手方向距離は、前記頭領域の長手方向距離より少なくとも3倍大きい、請求項9に記載の鉢留め装置。

【請求項11】

前記頭領域の前記完周巻き部の第1直径は、前記胴領域の前記少なくとも2つの完周巻き部の第2直径より大きい、請求項9に記載の鉢留め装置。

【請求項12】

前記頭領域は、前記第1端と前記連接部の間が、合計で約400度から約500度の間で湾曲している、請求項9に記載の鉢留め装置。

【請求項13】

前記ワイヤが前記配備状態にあるとき、前記ワイヤの前記第1端は前記第2端に向かう方向に曲がっている、請求項9に記載の鉢留め装置。